

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月15日

【発行者名】 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

【事務連絡者氏名】 芳野 隆之

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・
内国投資信託受益証券に係るファ 為替ヘッジあり（SMA専用）
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）1,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成26年11月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(3)【ファンドの仕組み】****<訂正前>**

(略)

c. 委託会社等の概況（平成26年8月末現在）

(以下略)

<訂正後>

(略)

c. 委託会社等の概況（平成27年2月末現在）

(以下略)

2【投資方針】**(3)【運用体制】****<訂正前>**

(略)

上記の運用体制等は平成26年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

上記の運用体制等は平成27年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5)【投資制限】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (5) 投資制限」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>**<信託約款による主な投資制限>**

マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限はありません。

<デリバティブ取引等にかかる投資制限>

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

<投資する株式等の範囲>

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引

所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。但し、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。

の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

< 同一銘柄の株式等への投資制限 >

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産とみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分10を超えることとなる投資の指図をしません。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産とみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 同一銘柄の転換社債への投資制限 >

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。但し、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

< 信用取引の指図範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図・目的・範囲 >

委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに

掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、また為替変動リスクを回避するためわが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図、目的及び範囲>

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

から に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

から に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下 において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下 において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<有価証券の貸付の指図及び範囲>

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

< 投資する投資信託証券の範囲及び投資制限 >

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（取引所金融商品市場（金商法第2条第17項に規定する金融商品市場をいう。）又は外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除く。）な投資信託証券に投資するものを除きます。）が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

< 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限 >

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

< 外国為替予約の指図 >

委託会社は信託財産に属する資産の効果的な運用に資するため外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

< 公社債の空売りの指図範囲 >

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

< 公社債の借入れ >

委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

< 資金の借入れ >

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 法令による投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成26年8月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

（以下略）

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成27年2月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】

平成27年2月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	34,641,064,428	98.15
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		654,680,918	1.85
合計（純資産総額）		35,295,745,346	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（参考情報：ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資状況）

(1)投資状況

平成27年2月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	31,044,858,183	53.02
投資信託受益証券	アメリカ	6,755,414,203	11.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		20,749,436,315	35.44
合計（純資産総額）		58,549,708,701	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成27年2月末現在

国/地域	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	ヘッジファンド・リターン・ ターゲットマザーファンド	21,175,539,109	1.4105 29,870,104,701	1.6359 34,641,064,428	98.15

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成27年2月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	98.15

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(為替予約取引)

平成27年2月末現在

種類	通貨	契約額（各通貨）	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
売建	米ドル	290,120,000.00	34,071,703,670	34,591,007,600	98.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（注3）時価の算定方法

為替予約取引の時価については以下のように評価しております。

・原則として基準日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（参考情報：ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンドの投資資産）

投資有価証券の主要銘柄

（評価額上位銘柄）

平成27年2月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	口数/額面	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	利率/ 償還日	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	米ドル	130,600,000	130,513,358.22	130,513,358.22	15,566,328,234	0.00 2015/10/15	26.59
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	米ドル	87,000,000	86,978,311.03	86,978,311.03	10,373,903,156	0.00 2015/6/25	17.72
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	米ドル	42,800,000	42,798,916.68	42,798,916.68	5,104,626,793	0.00 2015/3/5	8.72
4	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	米ドル	301,459	33,494,811.02	33,841,787.34	4,036,309,976	-	6.89
5	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD TRUST	米ドル	196,415	23,738,716.90	22,797,889.05	2,719,104,227	-	4.64

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成27年2月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国	11.54
国債証券	外国	53.02

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（株価指数先物取引）

平成27年2月末現在

取引所等 および資産の名称	買建/ 売建	通貨	数量 (枚)	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	投資比率 (%)
Chicago Mercantile Exchange S&P 500 Future	買建	米ドル	170	85,306,100	89,670,750	10,695,030,352	18.27

ICE Futures US Indices RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	米ドル	47	5,596,610	5,817,190	693,816,251	1.19
ICE Futures US Indices mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	買建	米ドル	105	4,788,480	5,212,200	621,659,094	1.06
Eurex German Stock Index Future	買建	ユーロ	142	35,659,650	40,201,975	5,372,993,958	9.18
ICE Futures Europe Financials FTSE 100 Index Futures	売建	英 ポンド	107	7,094,725	7,399,585	1,361,153,660	2.32
Eurex Swiss Market Index Future	売建	スイス フラン	27	2,283,780	2,421,630	302,945,913	0.52

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3) 時価の算定方法

先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(債券先物取引)

平成27年2月末現在

取引所等 および資産の名称	買建/ 売建	通貨	数量 (枚)	簿価金額	評価金額	邦貨換算 評価金額	投資比率 (%)
Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	米ドル	153	19,411,875.00	19,529,016.39	2,329,225,784	3.98

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3) 時価の算定方法

先物取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- ・このような時価が発表されていない場合には、基準日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(為替予約取引)

平成27年2月末現在

種類	通貨	契約額(各通貨)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
買建	米ドル	74,200,000.00	8,814,329,300	8,846,866,000	15.11
	カナダドル	564,000.00	53,519,934	53,788,680	0.09
	スウェーデンクローナ	1,697,000.00	24,008,307	24,097,400	0.04
売建	ユーロ	4,459,000.00	600,390,973	595,945,350	1.02
	ポンド	147,000.00	26,632,945	27,028,890	0.05
	スイスフラン	6,356,000.00	817,871,012	795,389,840	1.36

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(注3) 時価の算定方法

為替予約取引の時価については以下のように評価しております。

- ・原則として基準日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年2月末から平成27年2月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成22年8月16日）	1,520	1,520	9,675	9,675
第2期	（平成23年8月15日）	2,324	2,324	9,421	9,421
第3期	（平成24年8月15日）	2,875	2,875	9,797	9,797
第4期	（平成25年8月15日）	15,909	15,909	9,990	9,990
第5期	（平成26年8月15日）	28,710	28,710	10,164	10,164
第6期中間計算期間	（平成27年2月15日）	34,687		10,220	
	平成26年2月末日	20,897		10,214	
	平成26年3月末日	21,847		10,166	
	平成26年4月末日	22,982		10,180	
	平成26年5月末日	24,470		10,254	
	平成26年6月末日	26,029		10,281	
	平成26年7月末日	27,791		10,213	
	平成26年8月末日	29,938		10,221	
	平成26年9月末日	32,080		10,126	
	平成26年10月末日	29,347		10,146	
	平成26年11月末日	30,872		10,298	
	平成26年12月末日	32,014		10,234	
	平成27年1月末日	33,937		10,150	
	平成27年2月末日	35,295		10,267	

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	
第2期計算期末	
第3期計算期末	
第4期計算期末	
第5期計算期末	

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 （平成22年8月16日）	3.3
第2期 （平成23年8月15日）	2.6
第3期 （平成24年8月15日）	4.0
第4期 （平成25年8月15日）	2.0
第5期 （平成26年8月15日）	1.7
第6期中間計算期間 （平成27年2月15日）	0.6

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

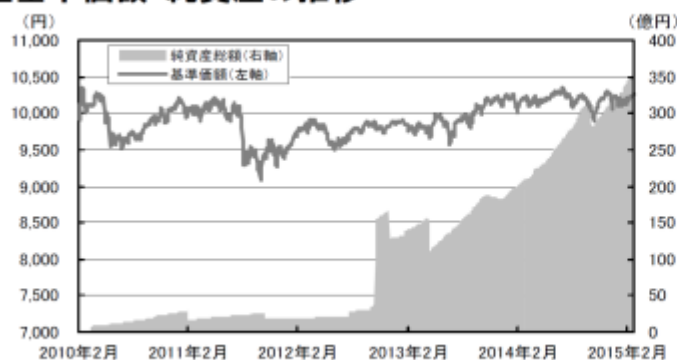
(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成22年2月5日)から第6期中間計算期間末(平成27年2月15日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,602,692,292	31,373,864
第2期	2,502,362,519	1,606,641,852
第3期	1,836,571,087	1,368,833,461
第4期	26,055,955,289	13,065,036,778
第5期	17,952,669,059	5,632,290,649
第6期中間計算期間	12,180,921,316	6,485,183,490

<参考情報> 運用実績(2015年2月27日現在)

■基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	10,267 円
純資産総額	352.9 億円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2010年8月	0 円
2011年8月	0 円
2012年8月	0 円
2013年8月	0 円
2014年8月	0 円
設定来累計	0 円

※1万口当たり(税引前)

■主要な資産の状況

《投資状況》

資産の種類	純資産比率(%)
ヘッジファンド・リターン・ターゲット マザーファンド受益証券	98.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	1.85
合計	100.00

《投資状況(マザーファンド)》

資産の種類	純資産比率(%)
国債証券	53.02
投資信託受益証券	11.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	35.44
合計	100.00

《組入銘柄(マザーファンド)》

●投資有価証券

順位	国/地域	種類	銘柄名	純資産比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL 2015/10/15	26.59
2		国債証券	US TREASURY BILL 2015/6/25	17.72
3		国債証券	US TREASURY BILL 2015/3/5	8.72
4		投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN EM BOND FD	6.89
5		投資信託受益証券	SPDR GOLD TRUST	4.64

●為替予約取引

種類	通貨	純資産比率(%)
買建	米ドル	15.11
	カナダドル	0.09
	スウェーデンクローナ	0.04
売建	ユーロ	△ 1.02
	ポンド	△ 0.05
	スイスフラン	△ 1.36

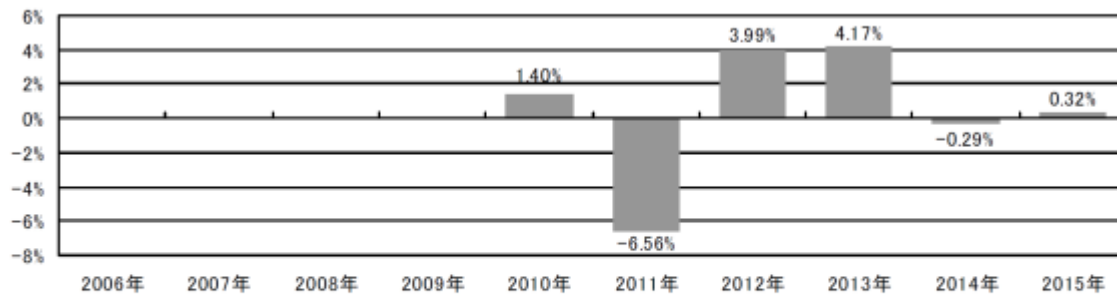
●先物取引

種類	取引所等及び資産の名称	買建/売建	純資産比率(%)
株価指数先物取引	Chicago Mercantile Exchange S&P 500 Future	買建	18.27
株価指数先物取引	ICE Futures US Indices RUSSELL 2000 Mini Index Futures	買建	1.19
株価指数先物取引	ICE Futures US Indices mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	買建	1.06
株価指数先物取引	Eurex German Stock Index Future	買建	9.18
株価指数先物取引	ICE Futures Europe Financials FTSE 100 Index Futures	売建	△ 2.32
株価指数先物取引	Eurex Swiss Market Index Future	売建	△ 0.52
債券先物取引	Chicago Board of Trade 10-Year US Treasury Note	売建	△ 3.98

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2010年は設定日（2010年2月5日）から年末までの収益率、2015年は年初から2月末までの収益率です。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
*最新の運用実績は、販売会社へお問い合わせください。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

() ファンドの償還条件

- a. 信託期間中に下記の から に該当した場合は、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。

信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合。

この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

やむを得ない事情が発生した場合。

上記の場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、a から の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. bの書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. bからdまでの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事業が生じている場合であって、bからdまでの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

() 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述「() 信託約款の変更等」にしたがいます。

() 委託会社の登録取消等、事業の譲渡及び承継、受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、() bの書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- b. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は()の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

- c. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

() 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は()に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下

「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- c. bの書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかると又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

() 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなるため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

() 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

() 関係法人との契約更改

a. 販売会社

「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

b. 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

<追加・更新後>

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成26年8月16日から平成27年2月15日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(SMA専用)

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

		第6期中間計算期間末 (平成27年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		83,054,984
コール・ローン		685,893,973
親投資信託受益証券		34,454,811,173
未収入金		206,097,252
未収利息		562
流動資産合計		35,429,857,944
資産合計		35,429,857,944
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		453,147,590
未払金		2,872,800
未払解約金		87,847,987
未払受託者報酬		11,830,943
未払委託者報酬		185,914,766
その他未払費用		1,169,100
流動負債合計		742,783,186
負債合計		742,783,186
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	33,941,811,468
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()		745,263,290
(分配準備積立金)		305,428,639
元本等合計		34,687,074,758
純資産合計		34,687,074,758
負債純資産合計		35,429,857,944

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 期中間計算期間 自 平成26年 8 月16日 至 平成27年 2 月15日
営業収益	
受取利息	92,756
有価証券売買等損益	4,948,524,134
為替差損益	4,607,006,022
営業収益合計	341,610,868
営業費用	
受託者報酬	11,830,943
委託者報酬	185,914,766
その他費用	1,190,700
営業費用合計	198,936,409
営業利益又は営業損失 ()	142,674,459
経常利益又は経常損失 ()	142,674,459
中間純利益又は中間純損失 ()	142,674,459
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	37,087,606
期首剰余金又は期首欠損金 ()	464,633,274
剰余金増加額又は欠損金減少額	209,408,316
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	209,408,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,540,365
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,540,365
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	745,263,290

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第6期中間計算期間末 (平成27年2月15日現在)	
1 期首元本額	28,246,073,642円
期中追加設定元本額	12,180,921,316円
期中解約元本額	6,485,183,490円
2 中間計算期間末における受益権の総数	33,941,811,468口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期中間計算期間末 (平成27年2月15日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

第6期中間計算期間末（平成27年2月15日現在）					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	33,855,239,110	-	34,308,386,700	453,147,590
	売建 合計	33,855,239,110	-	34,308,386,700	453,147,590

注）時価の算定方法

（1）中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

（2）中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

（3）換算において円未満の端数は切捨てています。

（一口当たり情報に関する注記）

第6期中間計算期間末 （平成27年2月15日現在）	
一口当たり純資産額	1.0220 円
（一万口当たり純資産額）	10,220 円）

（参考）

当ファンドは、「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「ヘッジファンド・リターン・ターゲットマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（1）貸借対照表

区分	注記番号	（平成27年2月15日現在）
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金		4,156,468,667
コール・ローン		7,636,012,318
国債証券		30,981,299,804

投資信託受益証券		6,743,523,884
派生商品評価勘定		882,013,693
未収入金		12,518,384
未収利息		2,092
差入委託証拠金		12,015,209,379
流動資産合計		62,427,048,221
資産合計		62,427,048,221
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		74,492,593
未払金		4,101,182,574
未払解約金		260,000,000
流動負債合計		4,435,675,167
負債合計		4,435,675,167
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	35,705,647,610
剰余金		
剰余金又は欠損金()		22,285,725,444
元本等合計		57,991,373,054
純資産合計		57,991,373,054
負債純資産合計		62,427,048,221

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(平成27年2月15日現在)	
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	30,259,726,774円
同期中における追加設定元本額	10,813,312,977円
同期中における解約元本額	5,367,392,141円

同中間期末における元本の内訳	
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり （SMA専用）	21,213,404,244円
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり （適格機関投資家専用）	14,492,243,366円
	35,705,647,610円
2 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末における受益権の総数	35,705,647,610口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	（平成27年2月15日現在）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

（平成27年2月15日現在）					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 売建				
	FTSE 100 Index Futures	1,299,469,831	-	1,328,556,554	29,086,723
	Swiss Market Index Future	292,369,515	-	294,428,077	2,058,562
	売建 合計	1,591,839,346	-	1,622,984,631	31,145,285
	株価指数先物取引 買建				
	mini MSCI Emerging Markets(EM) Index Futures	569,972,774	-	612,659,313	42,686,539
	RUSSELL 2000 Mini Index Futures	666,164,488	-	678,490,044	12,325,556
	German Stock Index Future	4,840,084,294	-	5,257,854,448	417,770,154
	S&P 500 Future	10,153,985,084	-	10,542,992,978	389,007,894
	買建 合計	16,230,206,640	-	17,091,996,783	861,790,143

注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

債券関連

(単位：円)

(平成27年2月15日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建				
	10-Year US Treasury Note	2,302,616,758	-	2,338,766,625	36,149,867
	売建 合計	2,302,616,758	-	2,338,766,625	36,149,867

注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

通貨関連

(単位：円)

(平成27年2月15日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	8,814,329,300	-	8,829,058,000	14,728,700
	カナダドル	53,519,934	-	53,591,280	71,346
	スウェーデンクローネ	24,008,307	-	23,944,670	63,637
	買建 合計	8,891,857,541	-	8,906,593,950	14,736,409
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	600,390,973	-	605,175,480	4,784,507
	英ポンド	26,632,945	-	26,908,350	275,405
	スイスフラン	817,871,012	-	814,521,400	3,349,612
	売建 合計	1,444,894,930	-	1,446,605,230	1,710,300

注) 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

同中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、以下の方法によっています。

- ・同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・同中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2)同中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3)換算において円未満の端数は切り捨てています。

(一口当たり情報に関する注記)

(平成27年2月15日現在)	
一口当たり純資産額	1.6242 円
(一万口当たり純資産額	16,242 円)

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】平成27年2月27日

資産総額	69,475,762,271円
負債総額	34,180,016,925円
純資産総額 (-)	35,295,745,346円
発行済数量	34,377,472,576口
1口当たり純資産額 (/)	1.0267円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（平成26年8月末現在）

（略）

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成26年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

a. 資本金の額（平成27年2月末現在）

（略）

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成27年2月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成27年2月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額（単位：億円）
追加型株式投資信託	40	1,693
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	162
単位型公社債投資信託	11	180
合計	65	2,035

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第17期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			458,332
前払費用			25,540
未収委託者報酬			393,838
未収運用受託報酬			134,922
未収投資助言報酬			124,583
未収収益			347,926
未収入金			835
立替金			634
流動資産計			1,486,614
固定資産			
有形固定資産			186,963
建物	* 1	182,530	
器具備品	* 1	4,433	
無形固定資産			1,242
ソフトウェア		1,242	
投資その他の資産			17,894
長期差入保証金		11,894	
その他		6,000	
固定資産計			206,101
資産合計			1,692,715

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			19,235
未払金			491,711
未払手数料		205,583	
未払委託調査費		234,832	
その他未払金		51,295	
未払費用			315,062
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		19,485
賞与引当金			89,307
役員賞与引当金			27,240
流動負債計			963,942
固定負債			
繰延税金負債			31,330
退職給付引当金			296,885
資産除去債務			101,205
固定負債計			429,421
負債合計			1,393,364
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			475,551
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		425,551	
利益剰余金			276,200
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		276,200	
株主資本合計			299,351
純資産合計			299,351
負債・純資産合計			1,692,715

(2) 中間損益計算書

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			932,533
運用受託報酬			198,560
投資助言報酬			85,099
その他営業収益			391,042
営業収益計			1,607,235
営業費用			
支払手数料			375,893
広告宣伝費			1,277
調査費			315,029
調査研究費		30,533	
委託調査費		284,495	
委託計算費			50,490
営業雑経費			28,040
印刷費		26,177	
協会費		1,862	
営業費用計			770,730
一般管理費			
給料			494,198
役員報酬		33,690	
給料・手当		442,281	
賞与		18,226	
業務委託費			282,357
交際費			1,803
旅費交通費			10,700
租税公課			276
不動産賃借料			117,420
賞与引当金繰入額			50,382
役員賞与引当金繰入額			10,669
退職給付費用			29,269
役員退職慰労引当金繰入額			684
固定資産減価償却費	* 1		9,513
諸経費			92,781
一般管理費計			1,100,056
営業損失			263,551

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			1,203
雑益			4,814
営業外収益計			6,019
営業外費用			
株式交付費			1,750
雑損失			1,804
営業外費用計			3,554
経常損失			261,087
特別損失			
割増退職金			14,527
特別損失計			14,527
税引前中間純損失			275,614
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		1,314	585
中間純損失			276,200

(3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間
自 平成26年 4月 1日
至 平成26年 9月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	572,751	572,751	75,551	75,551
当中間期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		457,777	457,777	-			-	-
欠損填補			572,751	572,751	572,751	572,751	-	-
中間純損失					276,200	276,200	276,200	276,200
当中間期変動額合計	-	207,777	135,025	72,751	296,551	296,551	223,799	223,799
当中間期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	276,200	276,200	299,351	299,351

重要な会計方針

第17期中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第17期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)					
*1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。				
	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38,915千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4,433千円</td> </tr> </table>	建物	38,915千円	器具備品	4,433千円
建物	38,915千円				
器具備品	4,433千円				
*2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日					
*1	減価償却実施額				
	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>9,072千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>441千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	9,072千円	無形固定資産	441千円
有形固定資産	9,072千円				
無形固定資産	441千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	20,000	-	39,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日										
1.	ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。									
2.	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。									
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)									
	<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>168,959</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>40,804</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209,763</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年内	168,959	千円	1年超	40,804	千円	合計	209,763	千円
1年内	168,959	千円								
1年超	40,804	千円								
合計	209,763	千円								

（金融商品関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）			
金融商品の時価等に関する事項 平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 （単位：千円）			
科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	458,332	458,332	-
未収委託者報酬	393,838	393,838	-
未収運用受託報酬	134,922	134,922	-
未収投資助言報酬	124,583	124,583	-
未収収益	347,926	347,926	-
資産計	1,459,603	1,459,603	-
未払手数料	205,583	205,583	-
未払委託調査費	234,832	234,832	-
未払費用	315,062	315,062	-
負債計	755,478	755,478	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払費用 未払費用はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

（有価証券関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
重要性が低いため記載を省略しております。	

（デリバティブ取引関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
該当事項はありません。	

（資産除去債務関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	100,614千円
時の経過による調整額	590千円
当中間会計期間末残高	101,205千円

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	932,533	283,659	391,042	1,607,235
2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 (単位：千円)				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,128,010	225,736	84,862	168,626	1,607,235
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド(株式型)	163,882	なし		
BNPパリバ インベスト メント・パートナーズ・ネ イザールズ NV	225,736	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
1株当たり純資産額	7,675円
1株当たり中間純損失	7,436円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	276,200千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	276,200千円
期中平均株式数	普通株式 37,142株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年4月1日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の平成26年8月16日から平成27年2月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（SMA専用）の平成27年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年8月16日から平成27年2月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。